

## 和歌山県外国人材が安心して働ける環境整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 知事は、本県の外国人材が「共に働く仲間」として活躍できる環境の形成を図るため、外国人材の安定的な受入れや定着に向けた環境整備に係る取組等(以下「補助事業」という。)に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、和歌山県補助金等交付規則(昭和62年和歌山県規則第28号、以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところによる。

(補助事業者)

第2 この補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、和歌山県内に事業所を有する事業者であって、この事業所において申請日時時点で外国人材を雇用している者又は申請日時時点で外国人材を雇用しておらず、補助対象事業の実施年度中に新たに外国人材を雇用する者とする。

(不交付要件)

第3 第2の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、この補助金を交付しない。

- (1) 和歌山県暴力団排除条例(平成23年和歌山県条例第23号)第2条第3号の暴力団員等又は同条第1号の暴力団若しくは同条第2号の暴力団員と密接な関係を有する者
- (2) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わらない者又はその刑の執行を受けることなくなるまでの者(法人にあっては、その役員を含む。)
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う者
- (4) 規則第4条の規定による補助金の交付の申請の日又は規則第5条の規定による補助金の交付の決定の日において和歌山県税に滞納がある者、又は、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続き開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更正手続き開始の申立て又は破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続き開始の申立てが行われている者
- (5) 申請内容について国や県その他公的支援機関等が行う他の補助を重複して受けている又は受ける予定の者
- (6) (1)から(5)までに掲げる者のほか、本補助金の趣旨に照らして適当でないとして知事が認める者

(補助対象事業等)

第4 補助金の対象となる事業は、外国人材の安定的な受入れや定着に向けた外国人材の就業環境及び生活環境の改善を促進するための取組等で、次に掲げるものとする。

- (1) 就業環境整備 外国人材の就業環境を改善するための取組
- (2) 生活環境整備 外国人材の生活環境を改善するための取組

2 補助金の対象となる補助対象経費、補助率及び補助限度額は、次の表のとおりとする。た

だし、補助金の交付額に、千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額とする。

取組	補助対象経費	補助率	補助限度額
就業環境整備	①外国人材用の母国語作業マニュアルや就業規則等の作成に要する費用（翻訳ツールによる翻訳を除く。） ②翻訳機器又は設備の導入に要する費用 ③外国人材のスキルアップ支援（スキルアップのための研修など）に要する費用	1/3	300 千円  ※一事業者当たり年度限度額
生活環境整備	④外国人材用の家具、家電購入に要する費用 ⑤外国人材用の自転車購入に要する費用 ⑥外国人材のための不動産改修又は改装に要する費用（申請者が所有する不動産に限る。） ⑦日本語習得や多文化共生のための研修会参加又は開催に要する費用 ⑧日本語学習教材購入に要する費用 ⑨外国人材を受入れている他事業者や地域と外国人材との交流会等への参加又は開催に要する費用		
⑩その他本事業の趣旨に即した取組			

(注1) 特定の個人や団体の利益に供する物品購入費や運営のための人件費、消費税及び地方消費税は補助対象経費に含めない。

(注2) 参加料の徴収や事業の成果物の販売等事業実施に伴い収入の見込みがある場合は、これらの収入を控除した額を補助対象経費とする。

(注3) 生活用品や汎用性があり目的外使用になり得るものを除く。

(注4) 過去に補助対象経費④外国人材用の家具、家電購入に要する費用又は⑤外国人材用の自転車購入に要する費用又は⑥外国人材のための不動産改修・改装に要する費用で補助金の交付を受けた者は、当該交付を受けた経費区分と同一の区分で申請を行うことはできないものとする。

(交付申請)

第5 補助金の交付を受けようとする者は、次の各号に定める申請書類を知事に対して別に定める提出期限までに提出しなければならない。

- (1) 交付申請書（別記第1号様式）
- (2) 事業計画書（別記第2号様式）
- (3) 収支予算書（別記第3号様式）
- (4) 誓約書（別記第4号様式）
- (5) 振込口座の分かる通帳の写し（別記第5号様式）
- (6) 事業実態の確認ができる書類（法人の場合は法人の履歴事項全部証明書の写し、個人事

業主の場合は直近の確定申告書等の写し又は個人事業の開業届出書の写し等をいう。)

(7) 申請日時点において外国人材を雇用していない場合は、外国人材の雇用の予定を確認できる書類

(8) 見積書の写し又は積算根拠の分かる書類

(9) その他知事が必要と認める書類

- 2 補助金の交付を申請するに当たっては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税額及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。
- 3 見積書は、二人以上の者から徴さなければならない。ただし、予定価格が 10 万円未満となる場合はこの限りではない。

（交付条件）

第 6 規則第 6 条の規定により補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けること。

ア 補助事業の内容を変更しようとする場合（ただし、軽微な変更を除く。）

イ 補助事業に要する経費の配分を変更（ただし、当該補助事業に要する経費の額の 20 パーセント以下の増減を除く。）しようとする場合

ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(3) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後 5 年間保存しなければならないこと。

(4) 補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付申請時にあらかじめ当該相当額を減らして交付申請している場合を除き、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額することとなること。この場合において、事業完了後に消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、知事に報告すること。

（変更の承認等）

第 7 第 6 の第 1 号ア又はイの規定により知事の承認を受けようとするときは、変更承認申請書（別記第 6 号様式）に変更後の第 5 の各号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。ただし、第 8 の規定により、補助金の変更交付を申請しようとする場合は、この

限りでない。

2 第6の第1号ウの規定により補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、中止（廃止）承認申請書（別記第7号様式）を知事に提出しなければならない。

（変更交付申請）

第8 補助金の変更交付を申請しようとする場合には、補助金変更交付申請書（別記第8号様式）に変更後の第5の各号に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

（実績報告書）

第9 規則第13条に規定する補助事業等実績報告書は、次に掲げる書類を添えて、事業完了後30日以内又は補助対象事業の実施年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 実績報告書（別記第9号様式）
- (2) 事業実施報告書（別紙1）
- (3) 収支決算書（別紙2）
- (4) 補助事業の内容が確認できる書類の写し及び写真
- (5) 補助対象経費の金額が確認できる書類の写し（領収書等）
- (6) 申請日時点において外国人材を雇用していない場合は、雇用の事実を確認できる書類
- (7) その他知事が必要と認める書類

（補助金の交付）

第10 規則第14条の規定による通知を受けた補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書（別記第10号様式）を知事に提出しなければならない。

（雑則）

第11 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。